

お知らせ（薬） 017  
平成28年11月24日

### 医薬品マスターの公表予定について

平成28年11月24日付け厚生労働省告示第397号「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件」において、注射薬「オプジーボ点滴静注」の薬価が改正となりました。

なお、改正後の薬価は平成29年2月1日から適用のため、当該医薬品に係る医薬品マスターの公表については、平成29年1月下旬を予定していますのでお知らせします。